

議案第 31 号

三宅町過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項の規定により準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり三宅町過疎地域持続的発展計画（令和 3 年 9 月策定）の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町過疎地域持続的発展計画（令和３年９月策定）の一部を次のとおり変更する。

9. 教育の振興 （３）計画の表中、
「

8. 教育の振興	（４）過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 その他	外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣事業 地域コミュニティー事業 図書運営 交流まちづくりセンター施設管理 地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む）	三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町
----------	---------------------------------	--	-------------------------------------

」

を
「

8. 教育の振興	（４）過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 その他	外国語指導助手（ＡＬＴ）派遣事業 地域コミュニティー事業 図書運営 交流まちづくりセンター施設管理 地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む） 幼児園及び小学校の教育充実と環境向上事業	三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町 三宅町
----------	---------------------------------	--	--

」

に改める。

三宅町過疎地域持続的発展計画 変更箇所対照表

頁	変更後	変更前																																																								
45	9. 教育の振興 (3) 計画 <table><tr><td>8 教育の振興</td><td>(4) 過疎地域持続的発展特別事業</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>義務教育</td><td>外国語指導助手（A L T）派遣事業</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>地域コミュニティー事業</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td></td><td>図書運営</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td></td><td>交流まちづくりセンター施設管理</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td></td><td>地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む）</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td></td><td>幼稚園及び小学校の教育充実と環境向上事業</td><td>三宅町</td></tr></table>	8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				義務教育	外国語指導助手（A L T）派遣事業	三宅町		その他	地域コミュニティー事業	三宅町			図書運営	三宅町			交流まちづくりセンター施設管理	三宅町			地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む）	三宅町			幼稚園及び小学校の教育充実と環境向上事業	三宅町	9. 教育の振興 (3) 計画 <table><tr><td>8 教育の振興</td><td>(4) 過疎地域持続的発展特別事業</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>義務教育</td><td>外国語指導助手（A L T）派遣事業</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>地域コミュニティー事業</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td></td><td>図書運営</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td></td><td>交流まちづくりセンター施設管理</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td></td><td>地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む）</td><td>三宅町</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>三宅町</td></tr></table>	8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				義務教育	外国語指導助手（A L T）派遣事業	三宅町		その他	地域コミュニティー事業	三宅町			図書運営	三宅町			交流まちづくりセンター施設管理	三宅町			地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む）	三宅町				三宅町
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業																																																									
	義務教育	外国語指導助手（A L T）派遣事業	三宅町																																																							
	その他	地域コミュニティー事業	三宅町																																																							
		図書運営	三宅町																																																							
		交流まちづくりセンター施設管理	三宅町																																																							
		地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む）	三宅町																																																							
		幼稚園及び小学校の教育充実と環境向上事業	三宅町																																																							
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業																																																									
	義務教育	外国語指導助手（A L T）派遣事業	三宅町																																																							
	その他	地域コミュニティー事業	三宅町																																																							
		図書運営	三宅町																																																							
		交流まちづくりセンター施設管理	三宅町																																																							
		地産地消・食育推進事業（給食室設備整備含む）	三宅町																																																							
			三宅町																																																							